

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）
各都道府県性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター所管部（局）

御中

厚 生 労 働 省 医 政 局 総 務 課
内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」の
運営にかかる協力依頼について

「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」（以下「センター」という。）は、「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「第 4 次犯罪被害者等基本計画」に基づき、都道府県等による設置・運営を推進しており、現在 47 都道府県に 52 センターが整備されているところですが、被害者支援の充実を図る観点から、センターの更なる機能強化が求められているところです。

つきましては、センター設置の趣旨をご理解いただき、医療的支援を含めた被害者支援の更なる充実を図る観点から、両部局間の連携を図りながら下記施策へのご協力をお願いします。

記

1. センターにかかるリーフレットの周知・配布について

別添 1 のとおり、医療機関向けにセンターを紹介したリーフレットを作成しました。医療機関の皆様においてセンターについて広く理解していただき、受診者の性被害に気付いた場合にはセンターにご紹介いただけるよう、簡潔にまとめた内容となっておりますので、管下医療機関への周知・配布をお願いします。

2. センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集等について

令和3年4月8日事務連絡「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（依頼）」（別添2参照）において、センターの開設等に協力可能な医療機関の情報収集・提供及び犯罪被害者支援団体等と医療機関との連携・協力の促進等をお願いしているところですが、センターの更なる機能強化・充実のため、改めて周知を図る等、引き続きご対応をお願いします。

なお、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」（女性版骨太の方針 2024）においては、センターと医療機関等との提携等の推進のほか、性暴力被害に対応できる診療科毎の医療機関リストの作成について検討することとしており（別添3）、今後、各都道府県の皆様にご協力をいただくことを想定しておりますので、予めご承知おき願います。

3. 衛生主管部局とセンター所管部局との連携について

各都道府県のセンター所管部局は、必ずしも医療機関にかかる情報やネットワークを有しているとは限らないため、センターの機能強化及び医療的支援の充実にあたっては、両部局間で連携を図ることが重要です。

（1）衛生主管部局における対応

センター所管部局よりセンターの機能強化や医療機関との連携構築等にかかる相談・協力依頼があった場合には、積極的に関与するとともに、必要に応じ助言、医療機関への照会及び連絡等の対応をお願いします。

（2）センター所管部局における対応

引き続きセンターの機能強化に向けた取組及び検討を進めるとともに、医療機関の更なる協力が必要となる場合には、衛生主管部局の協力を得つつ、連携を図りながら、地域における連携関係の構築、センターへの助言や連絡等の対応をお願いします。

4. 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」の活用について

センターの整備・運営にあたっては、内閣府の「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」（別添4参照）の活用が可能であり、全ての都道府県において活用されております。センターと医療機関等との連携強化のための取組、拠点となる医療機関の環境整備、医療従事者等への研修等についても交付対象となりますので、センターの機能強化や医療機関との連携にあたっては、当交付金の更なるご活用を検討願います。

【資料】

- 別添 1 医療機関向けにセンターを紹介したリーフレット
- 別添 2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化について（令和 3 年 4 月 8 日事務連絡）
- 別添 3 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024」（女性版骨太の方針 2024）（令和 6 年 6 月 11 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）（抄）
- 別添 4 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

<照会先>

厚生労働省医政局総務課

平野、小川（内線 2515、4456）

電話：03-5253-1111（代表）

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

笹、玉井（内線 37551）

電話：03 - 5253 - 2111（代表）